

◎教育基本法

(平成一八年一二月二二日法律第一二〇号)

一、提案理由 (平成一八年五月一六日・衆議院教育基本法に関する特別委員会)

○小坂国務大臣 このたび政府から提出いたしました教育基本法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の教育基本法については、昭和二十二年の制定以来、半世紀以上が経過をいたしております。この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じており、教育の根本にさかのぼった改革が求められております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画について定める等、時代の要請にこたえ、我が国の未来を切り開く教育の基本の確立を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明を申し上げます。

第一に、この法律においては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにしております。

第二に、教育の目的及び目標について、現行法にも規定されている人格の完成等に加え、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなど、現在及び将来を展望して重要と考えられるものを新たに規定をいたしております。また、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等を規定をいたしております。

第三に、教育の実施に関する基本について定めることとし、現行法にも規定されている義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について新たに規定をいたしております。

第四に、教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

二、衆議院教育基本法に関する特別委員長報告 (平成一八年一一月一六日)

○森山眞弓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、教育基本法に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、時代の要請にこたえる我が国の教育

の基本を確立しようとするもので、その主な内容は、

- 第一に、この法律においては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにすること、
 - 第二に、教育の目的及び目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどについて新たに規定すること、
 - 第三に、教育の実施に関する基本として、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について新たに規定すること、
 - 第四に、教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定すること
- などであります。

本案は、第百六十四回国会の四月二十八日に提出され、五月十六日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日の委員会において小坂前文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、小泉前内閣総理大臣の出席を求めての質疑のほか、参考人から三回にわたって意見を聴取し、今国会まで継続審査に付されていたものであります。

今国会におきましては、去る十月二十五日伊吹文部科学大臣から再度提案理由の説明を聴取した後、安倍内閣総理大臣の出席を求めての質疑のほか、今月八日及び十三日に計六カ所においていわゆる地方公聴会を開催し、九日には参考人から意見を聴取するとともに、十五日には公聴会を開催するなど、慎重に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論の後、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院教育基本法に関する特別委員長報告（平成一八年一二月一五日）

○中曽根弘文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、教育基本法に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、時代の要請にこたえる我が国の教育の基本を確立するため、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本的な事項と教育振興基本計画の策定等について定めるものであります。

本法律案は、衆議院において前国会より継続審査されており、去る十一月十六日に本院に送付され、翌十七日の本会議において趣旨説明の聴取が行われました。

委員会におきましては、本法律案と輿石東君外六名の発議による日本国教育基本法案等三法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、三法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、三度にわたる参考人からの意見聴取、新潟県、長野県、兵庫県、徳島県、山梨県及び静岡県各県に委員を派遣しての地方公聴会、さらに中央公聴会を開会し、慎重に審査を重ねました。

委員会における主な質疑の内容は、現行教育基本法に対する評価、個人と公の関係の在り方と公共の精神を前文に定めた理由、家庭教育の振興策、学問の自由の重要性と本

法律案における位置付け、国を愛する心と態度の関係と学校で評価することの問題点、生涯学習の理念と方向性、宗教的情操を涵養する教育の在り方、幼児教育及び高等教育の無償化に対する認識、本法律案における不当な支配の主体と内容、教育委員会の現状と首長が教育行政を行うことの是非、教育行政における国と地方の役割分担の在り方、教育振興基本計画と財政措置の関係、学校でのいじめ及び必修科目の未履修問題における教育行政の責任、政府主催のタウンミーティングの問題点等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、本法律案を採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。